「第４４８回判例・事例研究会」

テーマ：取締役の任期短縮の定款変更による退任及び不再任と会社法３３９条２項の類推適用について研究しました。

日　　時	令和８年１１月１７日
場　　所	湊総合法律事務所　第１会議室
報 告 者	弁護士 沖　陽介

【判例】

東京高等裁判所令和８年１月１５日判決（金融・商事判例１７４５号８頁）

【事案の概要】

Ｙ株式会社（一審被告・被控訴人兼控訴人。以下「Ｙ社」という。）は、非取締役会設置会社であり、取締役として代表取締役Ａ、取締役Ｂがいた。司法書士資格を有するＸ（一審原告・控訴人兼被控訴人。以下「Ｘ」という。）は、Ｙ社に従業員として入社し、その後に取締役に就任し、使用人兼務取締役として従業員給与月額２０万円及び役員報酬月額２０万円を得ていた。

Ｘは、令和４年３月１８日の株主総会で取締役に再任された。この時点で予定されていた任期満了は令和６年３月の定時株主総会終結時であった。しかし、Ｙ社は令和４年１０月１８日の臨時株主総会において、取締役の任期を１年に短縮する定款変更（以下「本件定款変更」とする）を行った。Ｘは本件定款変更の手続に関与していたが、自身が次期定時株主総会で再任されないとは思っていなかった。令和５年３月２０日の定時株主総会において、Ｘは、取締役に再任されず、同株主総会の終結をもって短縮された任期満了により退任した。なお、Ｘ退任後の後任の取締役はいない。

Ｘは、Ｙ社に対し、本件定款変更及び不再任は実質的な解任に当たり、任期への期待が不当に侵害されたとして、会社法３３９条２項の類推適用に基づき、再任時点で予定されていた任期満了時までの残任期１年分の報酬等相当額２１７０万８３３４円の損害賠償を請求した。

【判旨（一部）】

（１）会社法３３９条２項は、株主総会の決議によって解任された取締役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる旨を定めているところ、その趣旨は、株主に解任の自由を保障するとともに、他方で取締役の任期に対する期待を保護して両者の調整を図る点にある。当該趣旨は、取締役の任期途中に任期を短縮する旨の定款変更がされ、本来の任期前に取締役から退任させられたが、取締役として再任されず、この定款変更及び不再任が解任と同視できるような場合、その取締役については、株主総会決議により取締役の任用契約時に予定されていた任期を短縮する点で同様に当てはまるというべきである。したがって、そのような取締役は、会社が当該取締役を再任しなかったことについて正当な理由がある場合を除き、会社に対し、会社法３３９条２項の類推適用により、再任されなかったことによって生じた損害の賠償を請求することができると解するのが相当である。

これを本件についてみると、一審原告は、令和４年３月１８日に任期２年として取締役に再任されたものであるところ、同年１０月１８日の本件定款変更決議によって１年に任期が短縮されたことに

より本件定時株主総会において本来の任期よりも前に取締役から退任させられ、取締役として再任されることもなかった。また、一審原告が任期満了で退任した定時株主総会において、一審原告の後任として選任された取締役はおらず、その後も取締役はＡとＢだけであったこと（甲３９）や、本件では、一審被告は、本件定款変更時である令和４年１０月１８日より前の時点での一審原告の行動の多くについて、一審原告の取締役としての業務を履行しなかったことなどの根拠として挙げていることからすると、本件定款変更の理由として臨時株主総会議事録（甲４）に記載された「当社のビジネス領域及びビジネスモデルの急速な変化拡大に伴い、技術部門を含めた体制強化を図る事を目的とし、人的戦力の継続性とタイムリーな強化に重点を置くため、取締役の任期を１年に変更する。」との記載内容は直ちに採用できず、本件定款変更は、一審被告が、一審原告を翌年３月の定時株主総会で退任させることを意図したものであると認められるから、本件定款変更及びその後の不再任は、解任と同視できるというべきである。そうであれば、一審原告は、一審被告が一審原告を再任しなかったことについて正当な理由がある場合を除き、一審被告に対し、損害賠償を請求することができる。

以上